

台風（暴風・大雨・洪水）及び大雪時における処置について

見出しのことにつきまして、保護者の方は下記のことがらを十分ご理解いただき、適切な処置をとっていただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 始業前に暴風警報又は暴風雪警報が発令されている場合

登校させないでください。

2. 暴風警報又は暴風雪警報が解除された場合

① 7時までに解除された場合	安全を確認の上、登校。平常授業。通常の給食実施。
② 7時から8時30分までに解除	安全を確認の上、登校。平常授業。 簡易給食（乾パン、牛乳程度）実施。
③ 8時30分以降 11時までに解除	安全を確認の上、登校。 簡易給食（乾パン、牛乳程度）実施。 ※学校配信メール等で開始時刻等を連絡します。 ※ただし、解除の時刻および通学路の状況によっては地区 委員さんと連絡を取り、適切な処置を講じます。

3. 11時においても暴風警報又は暴風雪警報が解除されない場合

・登校させないでください。その日は休みとします。

4. 登校途上において、暴風警報又は暴風雪警報が発令された場合。

・地区委員さんと連絡を取り、速やかに帰宅させます。

5. 始業後に暴風警報又は暴風雪警報が発令された場合

・原則として直ちに授業を中止して、速やかに帰宅させます。

・安全に帰宅させることが危険な場合、学校に待機させ、様子を見てから帰宅させます。

※学校配信メール等で連絡します。

6. 気象特別警報が発表された場合

重大な災害の起こるおそれが著しく大きい「大雨特別警報」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報及び大雪特別警報」が出された場合は、前記1～5のとおり対応するものとします。

—備考—

- * 暴風警報又は暴風雪警報が発令されていなくても、大雨・洪水・雷・大雪等による危険が予想される場合があります。その場合は、各地区によって登下校の条件が異なりますので、地区委員さんと連絡を取り、適切な処置を講じます。
- * テレビ・ラジオ等で報道される気象情報は、市町単位でも発表されます。「三重県北部」または「亀山市」で確認してください。
- * 警報発令のため休校になった場合の翌日は、時間割通りの準備をして登校させてください。